

6 ひとり親家庭の子育て

児童扶養手当

- 【対象者】 父または母のいない児童（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童。なお、障害の状態にある場合には20歳未満）を監護しているひとり親家庭の母または父などに支給される手当です。
ただし、所得制限により支給されない場合があります。
- 【支給額】 月額（申請した月の翌月分から支給）

	第1子	第2子以降加算額
全部支給	48,050円	11,350円/人
一部支給	48,040円 ～11,340円	11,340円 ～5,680円/人

- 【支給月】 5・7・9・11・1・3月
- 【現況届】 毎年8月に提出
※11月分以降の児童扶養手当を受けるには現況届の提出が必要です。

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭の人が医療機関で治療を受けた場合、健康保険適用の医療費を助成します。
ただし、所得制限などがあります。

- 【内容】 県内の医療機関：自己負担が1割となります。
☆県外の医療機関：申請により1割を超える額が払い戻されます。
世帯の所得状況により、1か月の一部負担金限度額が設けられ、限度額を超えると申請により払い戻されます。

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

遺児激励金

保護者と死別した義務教育修了前の児童生徒の養育者に、激励金を支給します。

【支給額】	入学激励金（小・中学校入学時）	10,000円
	卒業激励金（中学校卒業時）	10,000円
	保護者死亡見舞金（小・中学校在学時）	10,000円

【支給要件】 次のいずれかに該当する世帯が対象です。

- ①生活保護法による保護世帯
- ②生活保護に準ずる認定を受けた世帯

問い合わせ

学校教育課 ☎72-6146

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

県がひとり親家庭の方を対象に行っている貸付事業の受付窓口を行っています。
就学支度資金・修学資金・生活資金・住宅資金などの各種貸付があります。

問い合わせ

子育て支援課 ☎72-6115

養育費履行確保支援補助金

ひとり親世帯の子どもの健やかな成長を支援するため、養育費の支払いを確保し、強制執行できる公的な取り決めに係る費用を補助します。

【対象者】 次の要件をすべて満たす人

- ①市内に住所を有する人
- ②養育費の取り決めに係る公正証書等作成のための経費を負担した人
- ③養育費の取り決めに係る債務名義を有している人
- ④養育費の取り決めの対象となる児童を現に監護している人
- ⑤過去に同じ内容の補助を受けていない人
- ⑥市税を滞納していない人

【補助額】 43,000円（上限）

【補助対象】 養育費を確保するための、次のような強制執行が可能になる債務名義を有する証書等の作成にかかった費用

- ①強制執行認諾文言付公正証書
- ②調停調書
- ③確定判決 など

問い合わせ

子育て支援課 ☎72-6115

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、又は父子家庭の父が就労を目的とした教育訓練講座を受講した場合に、受講に係る費用の一部を負担します。

- 【対象者】 本市住民で20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人
- ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている人
 - ② 教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められること。
 - ③ 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていないこと。

【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等
講座は、厚生労働省ホームページ「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」から検索できます。

（例） 簿記検定試験・介護職員初任者研修等

【支給額】 受講料等の60%に相当する額を受講修了後に支給します。

（上限20万円、1万2千円以下の場合は支給しない）

専門実践教育訓練講座においては、修学年数（最大4年）に40万円を乗じて得た額が上限。

修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給（最大85%の支給）

※受講前に、講座指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

問い合わせ

子育て支援課

☎72-6115

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母、又は父子家庭の父の経済的自立に効果の高い資格取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

【対象者】本市住民で20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にあること。
(支給決定後、所得制限水準を超過しても、1年に限り継続して受給可)
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が認められること。
- ③ 仕事又は育児と修業の両立が困難であること。
- ④ 過去に高等職業訓練給付金、高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けていないこと。

【対象資格】看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格等、6月以上の訓練を通常必要とする民間資格 など

【支給期間】修業期間の全期間（上限4年）
※年度途中の申請の場合、支給申請のあった月から支給します。

【支給金額】高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯	月額	100,000円
市民税課税世帯	月額	70,500円

(修業期間の最後の12ヵ月は、月額40,000円加算)

高等職業訓練修了支援給付金

市民税非課税世帯	50,000円
市民税課税世帯	25,000円

問い合わせ

子育て支援課

☎72-6115

